

第 2 2 期 第 6 回青森県内水面漁場管理委員会

1 日 時 令和 8 年 5 月 1 8 日 (月) 午後 1 時 3 0 分 ~

2 場 所 アートホテル青森 3 階「陸奥」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	木 村 建
	〃	田 村 早 苗
	〃	二本柳 茂
	欠席委員	石 岡 清 美
〃	吉 井 仁 美	
事 務 局	事務局長	野 月 浩
	主幹専門員	長谷川 清
	技師	傳 法 利 行
県 側	水産振興課 副 参 事	山 口 正 洋
	〃 主 幹	田 澤 亮
	八戸水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	鱒ヶ沢水産事務所 所 長	田 村 直 明
	むつ水産事務所 副 所 長	田 中 淳 也
	産業技術センター 内水面研究所 所 長	伊 藤 欣 吾

4 議事の結果

議案第 1 号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第 2 号：遊漁規則の変更の認可について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

それでは、委員会の開会、会議の進行につきましては、青森県内水面漁場管理委員会規程に基づき、会長にお願いいたしますということでお受けいたしました。

ただ今から第22期第6回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会にあたりまして一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、何かと御多忙の中、協議会に引き続き御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案2件、報告事項2件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超えます8名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします。漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、今回の議事録署名人といたしまして、丹藤委員と永澤委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

野月事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

野月事務局長

そうしましたら説明させていただきます。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文のみ読みあげます。漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますけども、こちらは、漁業法の規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側の方から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

濱田会長

県から何か補足等があればお願いいたします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

濱田会長

はい。

水産振興課 山口副参事

それでは、議案第1号について補足説明いたします。

資料を1枚めくっていただいて、2ページ目を御覧ください。

漁業法の規定に基づきまして、漁業の許可及び取締り等に関する省令第72条第1項第3号に掲げる、小型機船底びき網漁業手繰第三種漁業につき、青森県漁業調整規則に掲げる制限措置の内容などを定めるにあたって、貴委員会の意見を求めるものでございます。

表内を読み上げます。漁業種類 しじみけた網漁業、許可又は起業の許可をすべき船舶等の数 4隻、船舶の総トン数 5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしです。操業区域ですが、内共第33号共同漁業権漁場の区域で、これは三沢市漁協と六ヶ所村漁協が共同で利用している漁場でございます。漁業時期は6月15日から12月31日まで、漁業を営む者の資格は内共第33号共同漁業権の組合員行使権者ということで、これは三沢市漁協の組合員行使権者となります。許可又は起業の認可を申請すべき期間は公示の日から令和8年6月5日までとなっております。

続いて、3ページを御覧ください。

同じく、表内を読み上げます。漁業種類 しじみけた網漁業、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 6隻、船舶の総トン数 5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしです。操業区域は内共第33号共同漁業権漁場の区域で、2ページ目と同じ三沢

市漁協と六ヶ所村漁協が共同で利用している漁場です。漁業時期は6月15日から12月31日まで、漁業を営む者の資格は内共第33号共同漁業権の組合員行使権者ということで、こちらは六ヶ所村漁協の組合員行使権者となります。許可又は起業の認可をすべき申請期間は公示の日から令和8年6月5日までとなっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしく願いいたします。

濱田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は、議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して発言するようお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんか。

それでは、会長から。たまたま、私の足元なんですよ。高瀬川という川がありますよね。5メートル、幅の5メートルは魚道の関係は設置しちゃいけないと。これは、むつの県の管轄になるかと思えます。この中で、今、小川原湖に入る高瀬川、国交省の管轄なんですけど、六ヶ所村漁協は主たるしじみのけた網等をされています。その中に三沢市漁協、これも関連がありますということが今回の問題に出ております。

この問題については、地元で、県の許認可等によって流れていると思えます。私も六ヶ所村漁協の正組合員ですから、足元の関連ですから、皆さんも慎重審議の上、決定していただきたいなと思えます。

以上です。何か聞きたいことがあれば、お答えします、私から。

これ、ちょっと外れますけど、このラインは、最も小川原湖のウナギが下るポイントになっております。このウナギについては非常に厳しい状況で、全国のウナギ基準や法律を決定させていただきました。これは、水産庁長官の山口さんからご苦労だったという賞状をもらいましたけども。これは、皆さんも機会があれば、高瀬川を見ていただきたいなと。国交省、長年、建設省時代から、私は今現在も役員関連になっておりますが。分からなければ、いつでも高瀬工事事務所の工務課がいいと思えますが、お願いしていただければと。特に八戸の水産の方の管轄に入りますから、その辺はいつでも分からなければ、直接私の方に御連絡いただいても結構です。

何かございませんか。いいかな。御質問、御意見、ありませんね。

それでは、御質問、御意見もないようですので、第1号議案については、諮問のとおり決定したいと思えますが、御異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

御異議ないようですので、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「遊漁規則の変更の認可について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第2号の説明をさせていただきます。議案第2号資料の1ページ目を御覧いただければと思います。こちらも青森県知事からの諮問文でございます。

件名及び本文のみ読み上げます。遊漁規則の変更の認可について（諮問）、奥入瀬川漁業協同組合から申請のあったこのことについて、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

以上となりますけれども、こちらは、漁業法の規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

濱田会長

はい、局長ありがとう。

県の山口副参事さんに、補足説明をお願いいたします。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。田澤の方から補足説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の最後のページ、8ページ目に新旧対照表を載せておりますので、そちらを御覧ください。今回、十和田の奥入瀬川漁協から申請のあった遊漁規則の変更点についてなんですけど、こちらは、あゆの遊漁期間をこれまで、右側が改正前ですけれども、これまでは、あゆは7月1日から翌年3月31日までとしてきたところを、左側、改正後のところを見ていただきまして、こちらを7月1日から9月30日までというふうに変更するという申請でございます。

変更理由についてですが、2ページ目を御覧ください。こちらが奥入瀬川漁協からの申請書になるんですけども、ページの中ほどに変更理由の記載がございます。概要を申しますと、奥入瀬川では、あゆ以外のやまめ、いわな、うぐい等の遊漁期間を9月30日までとしておりまして、あゆの期間が3月末までとなっておりますと、10月以降のあゆの遊漁中にやまめやいわななどが採捕されてしまうということで、これの対策として、あゆにつきましても、やまめ、いわななどと同様に9月末までというふうに統一を図りたいという理由でございます。

なお、奥入瀬川漁協につきましては、組合員の採捕を制限する漁業権行使規則につきましても、今回と同様に採捕期間を9月30日までとすることとしております。

補足説明は以上になります。御審議方、よろしくお願いいたします。

濱田会長

田澤主幹さん、ありがとう。

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

丹藤委員さん。

丹藤委員

今の遊漁期間のことなんですけれども。これ、奥入瀬川の方では、自分たちの方では、都合が悪い場合があるのではということなんですけれども。現在の多分単協では、結構、こういう被っているようなもの、もっといっぱいあるように思われるんですけども。それは各単協の方から申請しないと、1単協単位でやるということなんですか。合わさっていないところ、多分いっぱいあると思うんですけど。

濱田会長

被っているということ、どういう意味なの？

丹藤委員

例えば、あゆが、今、奥入瀬の場合は4月1日から3月31日までとなっています、奥入瀬の場合。例えば、岩木川の場合は4月1日から12月31日までと。

濱田会長

期間の品種と期間の被りということ。

丹藤委員

ですので、例えば、10月にあゆの分を岩木川でやると、要するにやまめとか、かかってくるんですけど、そこ、被っているということ。9月30日で溪流は一応終わりということになっていけば、10月とか11月で、あゆを仮にやったりすれば、あまり可能性って殆どないですけど、あゆの場合はね。

そうすると、そのために、今の奥入瀬さんが期間を9月30までにしたということになると、他の漁協でも、そういうところが沢山あるのではないかとは思われるんですけど。その辺はどういうことなんでしょうか。

濱田会長

田澤さん。

水産振興課 田澤主幹

委員おっしゃるとおり、各漁協、各河川ごとに遊漁期間というのは、遊漁規則で各漁協さんの方で決められておりまして、統一されている、県内で統一されているものではないです。なので、各河川において、そういう期間がずれていることで、何かしらの支障があって、変更したいということであれば、個別に各漁協が県の方に変更の認可の申請をしていただくという手続きになります。

丹藤委員

分かりました。その単協自体で考えてくださいということなんですね、それに関しては。分かりました。

濱田会長

田澤さん、会長からも1つ御指導いただきたい件があるんです。

奥入瀬川は十和田湖の非常に有名な川ですから、これは、千メートル、百メートル、二百メートルと謳っておりますが、十和田湖内部のものについては今回のこれから外れているということで理解してよろしいんですか。

竜頭の滝とか様々ありますけど。

水産振興課 田澤主幹

禁止区域の話でしょうか。

禁止区域につきましても、各漁協さんの方で行使規則であるとか、遊漁規則の中で、ここからここまでは遊漁できませんよ、漁業できませんよというのを組合の方で定めていただいて、県の方に認可の申請をしてもらおうということになっています。

濱田会長

そうすれば、本湖の中では、いわな、大きなものとか、あゆは殆どいないと思うんですけど。禁止区域の中、あの近辺はあゆは殆どいないでしょう。

奥入瀬といっても距離がありますからね。ダムからの下の河口まで難儀だと思うんですけど。遊漁が一番大事な問題で、この中ではまずの問題、前にいろんな問題があったんですよ。我が方に委員の木村さんもおりますけど。この問題については、組合が、今、代表は川村さんがおやりになっていますけど。非常に遊漁の活動でぼんぼん入ってもらいたいなという思いがあります。だから、川村さんの方の中でも今、苦勞していると思いますが、田澤さんの方の指導もよろしくお願いしたいと思います。

委員の皆さん、あと何かございませんか。

はい、どうぞ。

永澤委員

さっき、ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど。行使規則では、あゆの期間というのは、どうなっている。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。

行使規則につきましても、これまでは7月1日から翌年の3月31日だったんですけども、今回、遊漁規則の変更に合わせて、組合員の方の行使規則の方も同じように7月から短縮するという。

永澤委員

大変良かったと思います。

漁業者は、9月以降に、地元の方は、食材としてすしを作るとか、そういうことで、地元の方は9月以降もあゆを獲って、というのがあって、多分、逃したのと。遊漁者も一緒に逃したとか、そういうことはないですよ。今回、こうなったのは凄く良いことだと思うんですよ。そこら辺はどんなものでしょうね。

やっぱり元々、地元の漁業者はあとまで獲りたいとかって、そういうのがあったんじゃないかなという気がするんですけど。改正したことは凄くよいことだと思うんですけど。食生活としてどうなんでしょうね。参考までにお聞きしたいんですけど。

水産振興課 田澤主幹

国の方の技術的助言の中では、組合員を制限する行使規則と、非組合員を制限する遊漁規則については、基本的に平等に扱うという助言がありまして、おそらく、この河川の方でも、基本的には同じ期間を設定しているのかなと思います。

永澤委員

地元の方は前向きな考え方ということですよ。分かりました。

濱田会長

これね、田澤さん、今、ちょうど我が方から永澤委員の方から、行使規則の問題が出ましたけど。青森県内の行使規則、河川、河川によって行使規則が変わるんですか、それとも、どのような状況になるんですか。

水産振興課 田澤主幹

組合ごとに行使規則は定めていますので、内容はそれぞれ違うものになっています。

濱田会長

これ、きちんとやらないと、遊漁の人たちが相当迷うと思うんだよね。これ、前からそうなのかな。

水産振興課 田澤主幹

以前から組合ごとに行使規則、遊漁規則を定めております。

濱田会長

そうですか。

田村委員

はい。

濱田会長

はい、どうぞ。

田村委員

遊漁者からみれば、先ほど、国の考え方として、行使規則と遊漁規則は平等に、というのが基本的な考え方だって御説明があつて、遊漁者からみれば、それは嬉しいことだと思うんですけど、組合員からみると、組合員になることのメリットって何なんだろうっていうふうにも思うんですよね。組合員の方が、増殖義務とかも果たしてやっているの、組合員になることのメリットは、どういうふうに考えるんですか。

濱田会長

はい、どうぞ、田澤さん。

水産振興課 田澤主幹

例えば、遊漁者の場合、増殖経費に充てるために遊漁の、遊漁券、遊漁料を組合の方に支払って、そのお金の中で増殖義務を組合に果たしていくというようなやり方をされていると思うんですけども。組合員の方から、組合さんは遊漁料という形では取らないと思うんですよ。遊漁者じゃなくて組合員だから。そういうメリットというか、その分、組合員なので、組合のためのお金を出したりはしていると思うんですけど。メリットっていえばメリットがあるのかなと思います。

田村委員

組合員の減少とか高齢化というのはかなり根本的な問題としてあつて、遊漁者が組合員になってもらう、組合員を増やす対策として、なかなか一般の人あまり興味のない

い人に組合員になってくださいっていうのは難しいけれども。遊漁者というのは非常に川に興味がある方だから、組合員になってもらう可能性ってなくはないと思うんですよね。ターゲットとして考えられると思うんですよね。その時に遊漁者が組合員になるメリットがないとならないですよね。

水産振興課 田澤主幹

現実的には、若干、例えば、各単協の遊漁券を例えば6千円ぐらいで購入するなど普通の遊漁者がですね。それを組合員だと5千円ぐらいとか千円ぐらい若干安くして、少しメリットを出して組合のことを手伝って放流とか仕事も少し頑張ってください。そのぐらいで優先的に放流事業とか何とかを無料で体験できると。名前はいいんですけど、そのぐらいのメリットはあると思います。

濱田会長

田澤さん、会長からちょっともう1つお聞きしたいんですけど。遊漁の問題については、遊漁者に対して、どういうふうなPRの仕方をしているんですか。単体の組合には指導か何かされているんですか。

水産振興課 田澤主幹

PRですか。県では、県のホームページの方に遊漁規則を全河川の遊漁規則を掲載しています。あと、県の内水面漁連の方もホームページを作って頻繁に更新されて、こういう放流イベントやりましたとか。そういうのは、結構、頻繁に内水面漁連の方もホームページでもPR活動をしています。あと、各単協でもホームページを持っているところがありますので、そういったPR方法というのはやられています。

濱田会長

会長、独り言のことでお聞きしてください。

前は、シャケとか、遊漁関係ですよ。お金払わないであゆとかいわなとか、密漁の方が多かった。取締り関係を厳しくやった期間があったんですよ。今、それが非常に、どういうふうに今後なるのか、お金のかかることですから。遊漁はいなくなったよと。我が方の田村委員さんからも御高齢になったという話が出ましたけど。高齢者が一番内水面に入ってくる。だから、今後、単体の組合については県の方の指導もお願いしたいと思います。

あと、何かございませんか、委員各位から。

質問がないようですので、御意見、ありませんね。

委員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

御異議ないようですので、議案第2号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に報告事項に入ります。

報告事項 「令和8年度年間計画について」を事務局から報告願います。

局長。

野月事務局長

そうしましたら、報告事項の①の資料を御覧いただければと思います。

こちらは、表は縦に3列になっていますけども、右の欄が内水面漁場管理委員会となっております。年間で委員会を3回、開催するという予定となっております。こちらは、漁業の許可の制限措置であるとか、委員会指示に係る議案、水産振興課の漁業管理グループ、栽培資源管理グループと、現時点ですり合わせした結果でございます。これに加えまして、他の諮問や報告ということがあって、場合によっては、緊急に開催するということもあるかもしれませんが、現時点での予定は表のとおりとなっております。

説明の方は以上でございます。

濱田会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

質問、ありませんか。

なしということですので、御質問もないようですので、続いて、報告事項②の「令和8年度農林水産関係職員の配置について」を事務局から報告願います。

局長

野月事務局長

そうしましたら、報告事項②を御覧いただければと思います。

こちらが、令和8年度の農林水産部関係職員の配置についてということで、8年度の県のメンバーでございます。農林水産部長と両次長には、今年度、異動がありました。水産局なんですけども、こちらは、局長は種市正之氏に異動はなく留任です。そして、水産振興課は、山本課長が水産庁から着任した他は、清藤課長代理は留任、そして漁港漁場整備課は一戸課長に代わりました。その他は、資料のとおりですので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

濱田会長

他に御質問等はないようですので、御質問ないようですって言っちゃったけど、何かございますか。

水産庁の山本さんというと、水産庁の長谷さんの部下で齋藤さんという、まぐろの、今でも課長かな。青森県の委員会においでいただいて、朝まで何回か飲みましたけど。その配下にいた方で、山本さんって人柄がよい人ですよ、この人は。今度、水産振興課長になるの。俺、この間、名刺交換したけど。

青森県の場合は、まぐろの問題で苦勞されたと思うんですが。非常に齋藤さんには頭を下げっぱなしです。今後とも皆さんと一緒に頑張りたいと思います。

他に御質問はないようですので、それでは、議事を全て終了し、以上、これをもちまして第22期第6回青森県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

会議終了 午後1時58分